

# 一般貸切旅客自動車運送事業法令試験問題

(令和3年10月)

## 【注意事項】

1. 試験時間は、60分間です。
2. 試験開始の合図があるまで、問題は開けないでください。
3. 問題用紙は、表紙を含めて6枚です。
4. 問題用紙は、持ち帰らないでください。
5. 不正な行為をされた場合は、直ちに受験を停止し、退場いただきます。  
なお、試験は不合格となります。
6. 解答が終わり途中退室を希望される方は、挙手にて係員にお知らせください。  
係員が試験問題等を回収した後、他の受験者の迷惑とならないよう静かに退室してください。

※ 携帯電話等の電源は他の受験者の迷惑となりますので、必ず電源をお切りください。

申請者名

記入者氏名

一般貸切旅客自動車運送事業に係る法令知識について

(注意事項)

1. 本問題中「事業者」とあるのは、「一般貸切旅客自動車運送事業者」を指します。
2. 設問の文中には、条文の一部を省略しているものもあります。

I. 次の1から26までの文章で、正しいものには○印を、誤っているものには×印を（ ）内に記入しなさい。

1. 道路運送法で「旅客自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業をいう。

(道路運送法第2条) ( ○ )

2. 一般貸切旅客自動車運送事業を営営するためには、道路運送法に規定されている一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けなければならない。

(道路運送法第4条) ( ○ )

3. 事業者は旅客の運賃及び料金を定め、あらかじめ国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

(道路運送法第9条の2) ( × )

4. 事業者は、旅客に対し収受した運賃又は料金の割戻しをしてはならない。ただし、天災の場合はこの限りではない。

(道路運送法第10条) ( × )

5. 事業者は事業計画に定めるところに従い、その業務を行わなければならない。ただし、天災その他やむを得ない場合はこの限りではない。

(道路運送法第16条) ( ○ )

6. 貸切バスは、営業区域内から営業区域外への運送は行えるが、営業区域外から営業区域内への運送は行えない。

(道路運送法第20条) ( × )

7. 事業者は、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。

(道路運送法第22条) ( ○ )

8. 一般旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、不当な運送条件によることを求めてはならない。  
(道路運送法第30条) ( ○ )
9. 事業者は、無償である場合に限り、その名義を他人に利用させることができる。  
(道路運送法第33条) ( × )
10. 事業者は、事業の譲渡及び譲受を行う際には、事前に届出を行えばよい。  
(道路運送法第36条) ( × )
11. 一般貸切旅客自動車運送事業を休止する時は、国土交通大臣の認可を受けなければならない。  
(道路運送法第38条) ( × )
12. 事業者が事業に使用する自動車の外側に表示しなければならないものは、使用者の氏名、名称又は記号のみである。  
(道路運送法第95条) ( × )
13. 事業者は、旅客に対する取扱いその他運輸に関して苦情を申し出た者に対して、遅滞なく弁明しなければならないが、氏名及び住所を明らかにしない者に対してはこの限りではない。  
(運輸規則第3条) ( ○ )
14. 事業者は、運送を引き受けた場合には、当該運送の申込者の任意により、運送引受書を交付することができる。  
(運輸規則第7条の2) ( × )
15. 事業者は、運賃又は料金を収受したときは、運賃又は料金の計算基礎を記載した領収証を発行しなければならない。ただし、乗車券を発行したときは、この限りではない。  
(運輸規則第10条) ( ○ )
16. 事業者は、事業用自動車の到着が著しく遅延した場合は、すみやかに原因を調査し、必要と認めるときは、その概要を関係のある営業所に掲示しなければならない。  
(運輸規則第16条) ( ○ )
17. 事業者は、事業用自動車の運行を中断したときは、当該自動車に乗車している旅客のために旅客の運送を継続すること等適切な処置をしなければならない。  
(運輸規則第18条) ( ○ )

18. 事業者は、乗務しようとする運転者に対して点呼を行い、事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示を与えなければならない。

(運輸規則第24条) (  )

19. 事業者は、旅客自動車運送事業運輸規則に基づき乗務記録を6月間保存しなければならない。

(運輸規則第25条) (  )

20. 事業者は、運行の主な経路における道路及び交通の状況を事前に調査し、かつ、その経路の状態に適すると認められる自動車を使用しなければならない。

(運輸規則第28条) (  )

21. 事業者は、事業計画の遂行に十分な数の事業用自動車の運転者を常時選任しておかななければならない。

(運輸規則第35条) (  )

22. 事業用自動車の運転者ごとに作成する乗務員台帳には、運転者の運転の経歴を記載しなければならない。

(運輸規則第37条) (  )

23. 事業者は、五十五才以上の運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣の認定を受けた適性診断を受けさせなければならない。

(運輸規則第38条) (  )

24. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車を常に清潔に保持しなければならない。

(運輸規則第44条) (  )

25. 道路運送法関係法令には、輸送の安全に関する基本的な方針その他の輸送の安全にかかわる情報であって、事業者が毎事業年度の経過後100日以内にインターネット等を用いて公表しなければならない事項が定められている。

(運輸規則第47条の7) (  )

26. 旅客自動車運送事業の乗務員は、旅客の現存する事業用自動車の中で喫煙してはならない。

(運輸規則第49条) (  )

II. 次の各文中の（ ）の部分にあてはまる語句を下から選び（ ）内に記号を記入しなさい。

27. 道路運送法の目的は道路運送の（ ア ）の利益の保護及びその利便の増進を図るとともに、道路運送の総合的な発達を図り、もつて公共の福祉を増進することである。

(道路運送法第1条)

ア. 利用者 イ. 事業者 ウ. 申請者

28. 一般旅客自動車運送事業者は、国土交通省令で定めるところにより、運賃及び料金並びに（ イ ）を公示しなければならない。

(道路運送法第12条)

ア. 就業規則 イ. 運送約款 ウ. 運行管理規程

29. 一般旅客自動車運送事業の管理の委託及び受託については、国土交通大臣の（ イ ）を受けなければならない。

(道路運送法第35条)

ア. 免許 イ. 許可 ウ. 認可

30. 旅客自動車運送事業者は、旅客又は公衆に対して、（ ア ）かつ懇切な取扱いをしなければならない。

(運輸規則第2条)

ア. 公平 イ. 親切 ウ. 丁寧

31. 旅客自動車運送事業者は、（ ア ）の責務を定めることその他国土交通大臣が告示で定める措置を講ずることにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。

(運輸規則第2条の2)

ア. 経営の責任者 イ. 事業の責任者 ウ. 運行の責任者

32. 旅客自動車運送事業者は、（ ウ ）状態にある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならない。

(運輸規則第21条)

ア. 運転が可能な イ. 集中力が欠落した ウ. 酒気を帯びた

33. 事業者は、事業用自動車の運転者が乗務した場合は、当該自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間を（ イ ）により記録し、かつ、その記録を1年間保存しなければならない。

(運輸規則第26条)

ア. 乗務記録 イ. 運行記録計 ウ. 運行指示書

34. 事業者は、（ウ）に運行指示書を作成しなければならない。

（運輸規則第28条の2）

ア. 運転者ごとに イ. 車両ごと ウ. 運行ごと

35. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が転任、退職その他の理由により運転者でなくなった場合には、直ちに、当該運転者に係る乗務員台帳に運転者でなくなった年月日及び理由を記載し、これを（イ）保存しなければならない。

（運輸規則第37条）

ア. 一年間 イ. 三年間 ウ. 五年間

36. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車につき、点検整備、（イ）の選任及び検査に関する道路運送車両法の規定に従うほか、その他定める事項を遵守しなければならない。

（運輸規則第45条）

ア. 運行管理者 イ. 整備管理者 ウ. 従業員

37. 旅客自動車運送事業者は、運行管理者を選任した場合は、当該届出事由の発生した日から（イ）以内に営業所の所在地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長に届け出なければならない。

（運輸規則第68条）

ア. 十日 イ. 十五日 ウ. 三十日

Ⅲ. 次の法令の（ ）にあてはまる言葉を下の枠内から選び、記号を記入しなさい。

一般旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の（オ）の確保に関する業務を行わせるため、国土交通省令で定める（サ）ごとに、運行管理者資格者証の交付を受けている者のうちから、（イ）を選任しなければならない。（道路運送法第23条）

ア. 所有権	イ. 運行管理者	ウ. 出発地	エ. 保安基準	オ. 運行の安全
カ. 技術の向上	キ. 利益	ク. 運営の適正	ケ. 目的地	コ. 点検
サ. 営業所	シ. 公害の防止	ス. 公共の福祉	セ. 乗務員のサービス	ソ. 整備管理者